

令和 8 年 9 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第3号

令和7年度八尾市一般会計継続費精算報告書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、
令和7年度八尾市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和7年度 八尾市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源			
					国府支出金	地方債			そ の 他	国府支出金			地方債	そ の 他		国府支出金	地方債	そ の 他
9. 教育費	2. 小学校費	旧北高安小学校 解体事業	6	23,539,000		21,100,000		2,439,000	23,539,000			23,539,000	0		△ 21,100,000		21,100,000	
			7	263,971,000		237,500,000		26,471,000	262,670,000		197,000,000		65,670,000	△ 1,301,000		△ 40,500,000		39,199,000
			計	287,510,000		258,600,000		28,910,000	286,209,000		197,000,000		89,209,000	△ 1,301,000		△ 61,600,000		60,299,000
	5. 保健体育費	刑部小学校 給食調理場 改築事業	6	189,952,000	16,130,000	132,700,000		41,122,000	64,061,400	12,553,000	35,000,000		16,508,400	△ 125,890,600	△ 3,577,000	△ 97,700,000		△ 24,613,600
			7	507,107,000	32,922,000	361,300,000		112,885,000	511,728,100	33,131,000	296,200,000	6,116,000	176,281,100	4,621,100	209,000	△ 65,100,000	6,116,000	63,396,100
			計	697,059,000	49,052,000	494,000,000		154,007,000	575,789,500	45,684,000	331,200,000	6,116,000	192,789,500	△ 121,269,500	△ 3,368,000	△ 162,800,000	6,116,000	38,782,500

令和8年9月7日提出
八尾市長 山本桂右

報告第4号

令和7年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり報告する。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第51号

損害賠償の額の決定に関する専決処分承認の件

八尾市立病院における医事紛争事件について、本市の義務に属する損害賠償の額の決定に関し、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第5号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の件

八尾市立病院における医事紛争事件について、本市の義務に属する損害賠償の額の決定に関し、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年7月9日専決

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 損害賠償の額

次項記載の医事紛争事件に関し、相手方に対する和解金の額は、1,083,812円とする。

2 事件の概要

本件損害賠償の相手方は、市立病院で令和4年10月14日に左側下顎智歯抜歯手術を実施した当時35歳の女性患者であり、手術実施時に機器の発熱により相手方の左頬に熱傷を負わせたとして、相手方から損害賠償の請求がなされたもので、本市は相手方との交渉を進めた結果、相手方との合意に基づき、損害賠償の額を決定するものである。

議案第52号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第6号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年8月4日専決

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 和解の相手方

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金616,000円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和8年4月9日午前10時頃、八尾市緑ヶ丘四丁目地内において、本市土木管理事務所職員が道路作業車を運転中、対向車とのすれ違いのため道路作業車を道路端に寄せて走行したところ、その後方積み荷部に積載していた作業用はしごが相手方所有の建物の雨除けテントに接触し、当該テント及び雨樋等が損傷したものである。

議案第53号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第7号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年8月12日専決

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 和解の相手方

甲 *****

乙 *****

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方乙が加入する損害保険の保険会社から、本件事故に係る物的損害賠償として、金1,507,000円の支払を受ける。
- (2) 今後本件事故に関しては、本市は、相手方に対し、裁判上又は裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。

3 事故の概要

令和8年4月17日午後3時31分頃、八尾市役所本庁舎地下駐車場において、相手方甲が運転する相手方乙所有の車両が自動発券機のゲート装置に衝突したことにより、当該ゲート装置本体及び付帯設備が損壊したものである。

議案第54号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（令和8年6月11日付け消防庁通知）」を踏まえ、国家公務員の災害応急作業等手当との均衡を図るため、消防組織法（昭和22年法律第226号）で定める緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して支給する消防業務手当の額を改定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表消防業務手当の項中「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた消防業務手当について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた消防業務手当については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた消防業務手当であって、改正前の八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定による金額により支給されたものの支払は、新条例別表の規定に基づく消防業務手当の内払とみなす。

議案第55号

八尾市景観条例の一部改正の件

八尾市景観条例（平成29年八尾市条例第73号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）による景観法（平成16年法律第110号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じることに伴い、条例の規定を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市景観条例の一部を改正する条例

八尾市景観条例（平成29年八尾市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第56号

八尾市下水道条例の一部改正の件

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

下水道使用料の徴収事務を委託している大阪広域水道企業団において、水道料金等徴収業務の標準化に伴い、水道料金の徴収時期が変更されることから、これに合わせて下水道使用料の徴収時期を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市下水道条例の一部を改正する条例

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「毎月」を「2月ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時に使用料を徴収することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量の計測により算定する汚水の量に係る使用料の徴収について適用する。
- 3 施行日前の使用水量の計測により算定する汚水の量に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該使用料のうち市長が必要と認めるものには、改正後の第15条第2項ただし書の規定を適用することができる。
- 4 附則第2項に規定する使用料（施行日の属する月及びその翌月の使用水量の計測により算定する汚水の量に係る使用料であって、それぞれその月の翌月が徴収月となるものに限る。以下同じ。）の徴収月と前項本文に規定する使用料の徴収月が同じ月に属することになるときその他市長が必要と認めるときは、市長は、改正後の第15条第2項本文の規定にかかわらず、附則第2項に規定する使用料の徴収月を変更することができる。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

議案第57号

木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定
の件

木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第18条の規定に基づき、八尾市東本町二丁目47番7ほかに所在する木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針を定めるにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、八尾市東本町二丁目47番7ほかに所在する国登録有形文化財である木村家住宅（木村家住宅を活用した文化財の継承及び地域の活性化を目的とする施設並びに駐車場を含む。以下「施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、施設の運営等（法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第3条 前条の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他の市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

- (1) 施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

(運営等の基準)

第4条 第2条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、施設を常に良好な状態におい

て維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

- 2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第5条 公共施設等運営権者は、文化財の継承及び地域の活性化に資する企画その他施設の運営等に関する業務を行う。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第6条 施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

- 2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第7条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

- 2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

令和8年度八尾市一般会計第5号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和8年度八尾市一般会計第5号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第59号

令和8年度史跡由義寺跡整備工事の工事請負契約締結の件

令和8年度史跡由義寺跡整備工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 令和8年度史跡由義寺跡整備工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 430,611,500円
- 5 契約の相手方

大阪市淀川区宮原四丁目4番63号

真柄・北川土木特定建設工事共同企業体

代表者 真柄建設株式会社大阪事業部

執行役員事業部長 竹上 眞一

- 6 工事場所 八尾市東弓削三丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和8年7月17日

認定第 1 号

令和 7 年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 2 号

令和 7 年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 7
年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 3 号

令和 7 年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 4 号

令和 7 年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 5 号

令和 7 年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 7
年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付
けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 6 号

令和 7 年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 7 号

令和 7 年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出
決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和7
年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を、監査委員の
意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 8 号

令和 7 年度八尾市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 9 号

令和 7 年度八尾市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度八尾市公共下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和 8 年 9 月市議会定例会提出議案

令和 8 年 9 月発行（R 8－76）

八尾市総務部政策法務課